

第3次長野県自殺対策推進計画(案)の概要について

健康福祉部保健・疾病対策課

1 計画の基本的な考え方

- **【目指す姿】**：「誰も自殺に追い込まれることのない信州」
- **【現状】**：自殺者数は減少傾向にあるが、1日およそ1人の方が自ら尊い命を絶っており、自殺対策は喫緊の課題。（平成28年自殺者数：339人）
- **【数値目標】**：平成34年の自殺死亡率13.6以下（県の過去最低（S42）以下とする）
（自殺者数：およそ270人以下）

2 計画のポイント

(1) 全庁的な自殺対策の推進

- ・ 庁内の全事業（2,300超）から約250の関係部局の関連事業を「生きる支援」に係わる事業として位置づけ
- それぞれの事業に自殺対策の視点を盛り込んだ取組内容を明記（具体例は別紙参照）

推進体制

- ・ 知事をトップとする関係部局長の会議（年3回）による対策の検討・進捗管理
- ・ 知事や専門家、教育関係者等をメンバーとする「子どもの自殺対策PT」（仮称）の設置

(2) 自殺の実態から特に課題である4つの分野を重点施策に設定

分野	主な施策
①「未成年者」	<ul style="list-style-type: none"> ・「SOSの出し方に関する教育」のプログラム構築及び全県展開 ・LINE等のSNSを活用した相談体制の構築 ・ハローアニマル子どもサポートの拡大実施 ・生活困窮家庭の子どもの学習支援 ・子どもの居場所づくり 等
②「高齢者」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居場所づくり ・人生二毛作社会の確立 ・支援関係者への情報提供 ・啓発活動の推進 等
③「生活困窮者」	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度と自殺対策の連携強化 ・ゲートキーパーの役割を果たす税務職員の養成 ・共通の相談票の導入支援 等
④「勤務問題」	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局等と連携した企業への職場のメンタルヘルスに関する啓発 ・企業の職場環境改善や健康経営の推進 ・「勤務間インターバル制」の試行的な導入等、県が率先した働き方改革の推進 等

(3) 市町村等への支援の強化

- ・ 地域の自殺対策の中心的な役割を担う市町村に対する自殺対策推進センターによる支援
（市町村自殺対策計画策定支援、事業に対する相談支援・技術的助言、人材育成研修 等）

3 策定の経過

- 知事・副知事・関係部局長が参加する庁内会議（政策会議、部局長会議、自殺対策戦略会議 各1回）と医療・福祉・法律・労働・行政関係機関等が参加する有識者会議（自殺対策連絡協議会 計3回）において計画を検討。

第3次長野県自殺対策推進計画（案）の概要

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して
～県民一人ひとりのかけがえのない大切な「いのち」を守り、支える～

計画期間
平成30年度(2018年度)～2022年度【5年間】

【これまでの取組】

(信州保健医療総合計画に包含)

○ 第1次計画 【計画期間】 平成22～24年度

☆ 対策の推進体制を整備・構築

- ・自殺予防情報センターの設置
- ・全圏域で定期的相談会を開催
- ・自死遺族交流会の拡大実施 等

○ 第2次計画 【計画期間】 平成25～29年度

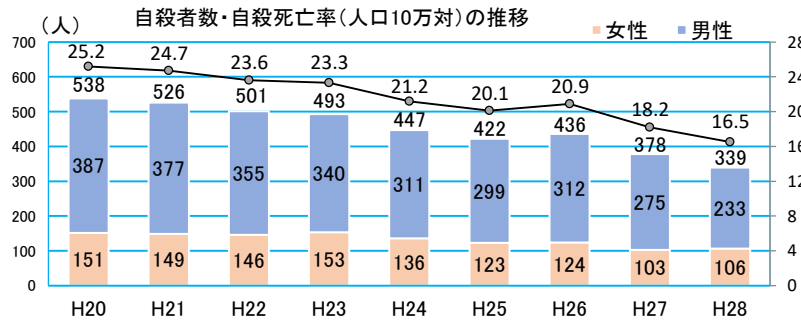
☆ 市町村等と連携し、対策を拡大

- ・年5,000人超のゲートキーパー養成
- ・支援関係者向けの研修を充実
- ・民間団体との連携事業の実施 等

【自殺の現状】

○ 自殺者数・自殺死亡率の推移

・減少傾向にあるが、未だに1日およそ1人のペースで自殺が発生



○ 性・年齢別状況

- ・40～60代の男性の自殺死亡率が高く、かつ自殺者数も多い
- ・80歳以上の男性の自殺死亡率が高い
- ・20歳未満、20代及び60代以上は横ばい又は減少幅が小さい

○ 子ども・若者

- ・10代後半から30代後半の死亡原因の1位が自殺
- ・未成年者の過去5年間の自殺死亡率(平均)が高い

未成年者の自殺者数の推移及び平均自殺死亡率(人口10万対)

区分	自殺者数(人)					自殺死亡率 (5年平均)
	H24	H25	H26	H27	H28	
全国	585	547	536	537	501	2.4
県	17	19	19	11	11	4.1

○ 社会環境

- ・自殺死亡率は 無職者>有職者で、特に無職の中高年男性が高い
- ・職業別では、「被雇用者・勤め人」が最も多い
- ・勤務問題を理由とする自殺は横ばい

【これからの取組】

- ☆ 保健・医療分野に加えて、福祉、教育、労働等の関連施策が有機的に連携
- ☆ 自殺の現状を踏まえた重点分野への対策と、基盤となる施策の実施

【基本方針】

○ 社会的な取組として推進

- ・自殺は多くが追い込まれた末の死 → 防ぐことのできる社会的な問題

○ 生きることの包括的な支援

- ・生きる支援を総動員して対策を推進

○ 全庁的な取組

- ・関連施策の各担当部署・担当者が、自殺対策の一翼を担っている

○ 対応の段階に応じた対策

- ・事前対応(自殺の危険性が低い段階)
- ・危機対応(自殺発生の危険に介入)
- ・事後対応(新たな自殺の発生を防ぐ)

○ 実践と啓発

- ・援助希求行動の促進や早期発見・早期対応のための広報・教育活動
- ・メディアへの適切な自殺報道の周知

○ 役割の明確化

- ・県、市町村、関係機関・民間団体、企業、学校、県民のそれぞれの役割を明記

○ PDCAサイクル

- ・自殺対策のPDCAサイクルを回すことで、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を実現

【施策の展開】

重点1 未成年者

- ・未成年者の自殺ゼロを目指す
- ・自己肯定感の向上
- ・自ら助けを求められる力の醸成
- ・相談しやすい体制の整備
- ・生き心地の良い地域づくり

- ・SOSの出し方に関する教育のプログラム構築と全県展開
- ・LINE等SNSを活用した相談
- ・ハローアニマル子どもサポート
- ・生活困窮家庭の子どもの学習支援
- ・子どもの居場所づくり 等

重点2 高齢者

- ・社会的な孤立の解消
- ・必要な支援への早期のつなぎ
- ・生きがいのある社会づくり

- ・高齢者の居場所づくり
- ・支援関係者への情報提供
- ・啓発活動の推進
- ・人生二毛作社会の確立 等

重点3 生活困窮者

- ・まいさぼとの連携強化
- ・支援へのつなぎの強化
- ・支援機関同士の円滑な連携

- ・まいさぼの相談支援力の向上
- ・まいさぼと合同の相談会・研修会
- ・税務職員へのゲートキーパー研修
- ・共通の相談票の導入 等

重点4 勤務問題

- ・職場のメンタルヘルス対策
- ・職場環境改善や健康経営の推進
- ・県の働き方改革推進と企業への周知啓発

- ・労働局等と連携した企業への啓発
- ・労政事務所における特別労働相談
- ・職場いきいきアドバンスカンパニー、健康経営優良法人の拡大
- ・勤務間インターバル制の試行 等

基盤となる取組

- 全庁での「生きる支援」の推進
- 市町村等への支援
- 地域・庁内ネットワークの強化
- 啓発と周知
- 人材育成

- ・事業の棚卸しによる各部局の事業と緊密に連携した対策の実施
- ・市町村への技術支援・助言
- ・庁内会議、有識者会議の開催
- ・ハンカチ型・御守り型リーフレット
- ・ゲートキーパーの養成 等

【数値目標】

- ・自殺死亡率(人口10万対)を過去最低(S42)の13.6以下とする(自殺者数に換算した場合 → およそ270人以下)